

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第21回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成26年4月15日（火）18時00分～20時20分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一会議室	
出席者	委員	委員長 武田 真一郎 委員 副委員長 益田 あゆみ 委員 委員 飯島 康 委員 井原 秀憲 委員 本木 紀彰 委員 鈴木 輝一 委員 間瀬 勝一 委員 欠席委員 0人
	担当課	市民部長 藤本 裕 コミュニティ文化課長 平岡 良一 コミュニティ文化課文化推進係主事 岡崎 章尚
	事務局	企画政策課長 水落 俊也 企画政策課長補佐 中田 陽介 企画政策課副主査 廣田 豊之
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 平成26年度 諮問第2号 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について (2) 次回の委員会開催日等について (3) その他 3 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第21回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成26年4月15日(火)午後6時00分～午後8時20分

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 5人

委員長 武 田 真一郎 委員

副委員長 益 田 あゆみ 委員

飯 島 康 委員 井 原 秀 憲 委員

本 木 紀 彰 委員

鈴 木 輝 一 委員 間 瀬 勝 一 委員

欠席委員 0人

担当部局職員

市民部長 藤 本 裕

コミュニティ文化課長 平 岡 良 一

コミュニティ文化課文化推進係主事 岡 崎 章 尚

事務局職員

企画政策課長 水 落 俊 也

企画政策課長補佐 中 田 陽 介

企画政策課副主査 廣 田 豊 之

(午後6時00分開会)

◎委員長 それでは、ただいまから第21回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

それでは、議題に入ります前に、事務局から本日の進行等について説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 本日の進行等につきまして説明をさせていただきます。

今日は、小金井市民交流センターの指定管理者の公募に係る募集要項等の審査の1件でございます。

今回、市民交流センターの選定に当たりまして、条例第16条第8項に基づき、文化施設の管理運営に関して専門的知識を有する方2名にお越しをいただき、審査に加わっていただきます。それでは、お名前をお呼びいたしますので、自己紹介をお願いいたします。

初めに、■■■■様、よろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。

次に、■■■■様、よろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。

以上でございます。

◎委員長 それでは、議題に入ります。

平成26年度諮問第2号小金井市民交流センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

では、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎藤本市民部長 市民部長の藤本です。

本来でございましたら、直接、市長の稲葉から諮問をさせていただくところですが、本日は市長の公務日程が重なっているため、僭越ではございますが、私から諮問書を代読させていただきたいと思っておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

小企企発第7号

平成26年4月15日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 武田 真一郎 様

小金井市長 稲葉 孝彦

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 平成26年度諮問第2号

小金井市民交流センターの指定管理者の公募について

【指定管理者公募施設】

名 称 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

【指定の期間】

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

【諮問に係る提出書類】

- ・指定管理者募集要項
- ・業務の基準
- ・提案書作成要領
- ・評点票
- ・提案様式

よろしくお願いたします。

◎委員長 ただいま、市長から1件の諮問がございました。

諮問に当たりまして、担当課に出席いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 それでは、担当課の出席者をご紹介します。

本日の議題は、市民部コミュニティ文化課の担当となります。

初めに、藤本裕市民部長です。

◎藤本市民部長 よろしくお願いたします。

◎水落企画政策課長 次に、平岡良一コミュニティ文化課長です。

◎平岡コミュニティ文化課長 よろしくお願いたします。

◎水落企画政策課長 次に、岡崎章尚主事です。

◎岡崎コミュニティ文化課主事 よろしくお願いたします。

◎水落企画政策課長 以上で紹介を終わります。

◎委員長 これから、小金井市民交流センターについては、公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募の前に本委員会に諮問をされております。

したがって、これから担当から説明を受け、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

それでは、担当課からご説明をお願いいたします。

◎平岡コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長の平岡と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、市民交流センターの指定管理者の公募等について説明をさせていただきます。

初めに、事前にお配りしました募集要項に一部訂正等がございますので、本日、訂正後の要項、その他資料について、机上に配付をさせていただきました。その際に、自己資本比率に係る書式様式が欠落しておりましたので、あわせて添付をさせていただいているところでございます。大変申しわけありませんが、差し替えをよろしくお願いをいたします。

なお、訂正等の箇所につきましては、要項等の説明の際にあわせてご説明をさせていただきますので、恐縮でございますが、よろしくお願いをいたします。

次に、本日、差し替え以外で新たに配付をさせていただきました資料についてご説明をさせていただきます。本日、新たに5点の資料を配付させていただきました。1点目は、市民交流

センターのパンフレット、こちらはフラットファイルの中に挟み込ませていただいております。残り4点につきましては、フラットファイルに綴じ込ませていただきましたが、市民交流センターの条例、規則、そして開設準備計画書、管理運営実行計画の以上4点をフラットファイルに入れさせていただきますところでございます。

以上の資料をもって説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、内容について説明をさせていただきます。初めに、「募集要項」の1ページをお開きください。「2 交流センターの概要」の「(2) 交流センターの概要」をごらんください。本センターは、JR武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の中で、旧公会堂の代替機能に加え、新たに本格的な芸術文化施設としての機能を有する施設として、平成24年3月に小金井市の公の施設として正式オープンし、現在に至るところでございます。

同じページの1の上段、*に書かれた斜めの文字のところをごらんいただけたらと思います。こちらに条例の第1条、設置目的を記載しておりますが、センター条例第1条においては、優れた音楽、演劇等の文化及び芸術を享受することができる機会の提供、みずから文化活動及び芸術活動を実践することができる場の提供及び市民の多彩な交流活動の推進を図ることの大きく3点を設置目的としており、今回の公募においても、この目的を高いレベルで達成できる指定管理者を募集するとしているところでございます。

次に、「募集の概要」でございます。右側の2ページの「募集の概要」をごらんください。当センターは、当初オープンから指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の期間が平成27年3月末までとなっておりますことから、今回、公募等を行うもので、今回の指定期間は平成27年4月からの5年間としております。募集及び選定に当たりましては、第1次書類審査と第2次のプレゼンテーション・ヒアリング審査をお願いしたいと思っております。

次に、施設の概要について説明をさせていただきます。大変恐縮ではございますが、本日お配りをさせていただきました市民交流センターのパンフレットの6ページ、後ろ側から1ページ目になりますが、図面が記載されているページをお開きいただけますでしょうか。

本センターは、地上5階地下1階規模の芸術文化施設でございます。578席の大ホールが3階、4階部分となり、1階部分に定員202名の小ホールと、地理的にはイトーヨーカドー側に当たります、この平面図では下側に当たりますけれども、貸し出し可能なマルチパーパススペースと、同じく北側、空白のエリアになっておりますが、こちらも貸し出し可能なスペース「N」という区画がございます。地下1階には市民ギャラリーと練習室兼会議室が3部屋、このうち1部屋は分割可能となっております。また、和室兼会議室も1部屋ございます。

各ホール等の概要については、公募要項3ページにも記載のとおりでございますが、大ホールにつきましては、音楽に適したホールではございますけれども、演劇などの幅広い対応が可能なホールとなっております、3階ホワイエ部分には飲食提供できる設備を有しております。こちらの活用についても、今回公募する指定管理の業務には入っているところでございます。

また、1階の小ホールにおいては、音楽演奏、ダンスのほか、講演会、パーティーなど、多目的な利用に適した仕様となっております。

その他、地下のギャラリー、練習室、和室等々につきましては、恐縮ではございますが、説明は割愛をさせていただきます。

なお、マルチパーパススペースにつきましては、単独のパネル展示などのほか、小ホールとの一体利用なども想定された空間となっているところでございます。

次に、指定管理の業務の内容について説明をさせていただきます。「募集要項」を1枚おめくりいただきまして、3ページの下段から書かれておりますが、こちらについて説明をさせていただきます。業務の内容につきましては、大きく5点に分けさせていただいております。

1点目の(1)芸術文化により地域文化振興を図るための業務につきましては、地域文化を掘り起こすことはもちろん、芸術性の高い公演、地域から集客可能な公演、話題性のある公演等の興行にも注力し、観客層拡大や施設のイメージアップを図る、いわゆる芸術文化公演事業のほか、イとして市民が身近に感じるための事業、それから、ウの市民と協働する創造創作事業及びその発信、エとして市民の文化活動や芸術活動に対する支援という公演等の企画部門に加えて、貸出時においても、単なる部屋貸しではなく、専門的な立場から相談に応じ、よりよい使い方を具体的にアドバイスするなどの、いわゆるソフト面に関する事業が(1)に係る業務でございます。

続きまして、4ページの「(2)活気に満ちた施設とするための業務」でございます。こちらは、施設及び附帯設備の貸出に関する業務のほか、市民参画による運営を求めた施設利用者への案内及びサービスに関する業務や、友の会の運営、管理・事業運営などに必要な電子システムの導入及び運用、その他施設の運営に関する業務など、貸出に関するものや、案内、利用者等の利便を図る業務でございます。

続きまして、3点目の「(3)施設や設備等を良好な状態に保ち、利用者の快適性を高めるための業務」につきましては、施設、設備、備品の保守管理及び修繕業務のほか、イの環境維持管理業務や、ウの保安警備業務など、主として施設の維持管理、安全管理に係る業務で、特に保安につきましては、24時間365日体制とするほか、消防法に定める防火管理業務についても行うものとしております。

続いて4点目「施設や事業をアピールし、積極的な利用を促すための業務」につきましては、ホームページ、定期広報紙、パンフレット及びリーフレット等、主に広報関係の業務でございます。ホームページにおいては、公立文化ホールでトップクラスとし、更新も頻繁に行うこととするほか、広報紙についてはカラーを基本とするなど、広報においても質の高いものとするようにしているところでございます。

5点目につきましては、「その他の業務」としまして、事業計画書及び収支予算書の作成及び市への提出、また、事業報告書の作成及び市への提出、また、前期指定管理者からの引き継ぎや次への引き継ぎなど、いわゆる庶務・経理等に係る業務となっているところでございます。

「募集要項」4ページの以下、「リスク分担」につきましては、恐縮でございますが、次ページ以降、表のとおりでございますので、個別の説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

1ページおめくりいただきまして、5ページ目、「指定管理者の運営基準」について説明をさせていただきます。

まず、「利用料金」でございますが、現在やっております今期同様、利用料金制度を導入することとし、利用料金や事業収入については指定管理者の収入とします。利用料の額や、次の(2)の「施設の使用区分」については、条例に定める範囲において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるとしておりますけれども、利用料の額につきましては、条例においてその上限を設定させていただいているところでございます。また、「施設の使用区分」については、条例に定める開館時間、具体的には午前9時から午後10時までとなっておりますが、その範囲内において市長の承認を得て指定管理者が定めるとさせていただいているところでございます。

「関係法規の遵守」「守秘義務」「安全管理」、また「指定管理者の切り替えに係る措置」についての説明については、恐縮ですが、割愛をさせていただきます。

6ページの「9 経理に関する事項」について説明させていただきます。経理についてでございますが、指定管理の収入につきましては、施設及び附属設備の利用料金、それから、次ページとしまして、チケット代金等々、事業収入、それから、友の会の会費、市でお支払いします指定管理委託料、その他、市長が特に認めたものとさせていただいております。

「市が負担する費用」としましては、指定管理委託料等になりますけれども、こちらの指定管理委託料につきましては、事前に正誤表を送らせていただいたとおり、今回、差し替えをさせていただいた訂正部分でございまして、1年につき、消費税抜きで2億2,000万円を上限として、今回公募させていただいたところでございます。また、市の負担する費用としては、そのほかに1件50万円以上の大規模改修費、また、各種負担金ですとか、保険料といったところが市の負担すべき費用という形で書かせていただいているところでございます。

次に、公募から選定までの大まかなスケジュールについてご説明をさせていただきます。8ページにかかるところでございますけれども、公募につきましては5月1日から6月13日までとさせていただき、その間の6月10日には現地説明会を行いたいと思っております。その後、6月12、13日の2日間で質問書の受付を行い、当該回答については、6月30日に現地説明会に参加いただいた団体と、質問があった団体に対して、Eメールにて回答をいたします。こちらについては、施設の図面や配線などにかかわる質問も想定されますことから、施設の安全管理上、一般の公開に回答を付することはなく、このような対応とさせていただくものでございまして、前回の最初の公募のときも同様の対応とさせていただいたところでございます。

なお、応募の書類の締切期間は7月7日から9日までとさせていただいております。その後、7月の下旬に第1次審査及び第2次審査をお願いした後、第3回定例会において指定管理者の

指定の議案を提出したいと、担当としては考えているところでございます。

施設の概要及び募集要項等の説明については、大変雑駁ですが、以上とさせていただきます。次に、審査の基準についてご説明をさせていただきます。「募集要項」の11ページをお開きいただけますでしょうか。「12 評価項目」ということで、11、12ページに書かせていただいているところでございます。評価項目は6体系、計37項目でございます。これに対し、前回同様、選定委員の皆様と選定アドバイザーのお二人とで評価項目を一部分担させていただいた上で、選定委員の皆様には、各項目0点から5点までの6段階評価で100点満点、選定アドバイザーお二人については、各項目同様に0点から5点までの6段階評価で120点満点での評価をお願いしたいと思っております。主な評価の分担としましては、具体的な事業の提案内容や実現性については、選定アドバイザーのお二人に評価いただくこととし、選定委員の5人の皆様には、企業としての安定性や公平性に係る部分、また、管理運営面を中心に評価いただくこととさせていただいております。

具体的に11、12ページで申し上げますと、「(1) 適正な管理運営の確保」及び「(2) 事業の現状と実績」につきましては、(1)のイを除きまして、委員皆様で評価をいただくこととさせていただきますと思います。その後の「(3) 芸術文化公演事業の具体的な業務及びその他の具体的な業務」や、(5)、(6)の人材や公演、収支年度などについては、選定アドバイザーのお二人をお願いしたいと思っております。「(4) サービスの向上」や(5)の勤務条件等関係法令の遵守、環境配慮、事故防止など、また「(6) 効率的な運営」においては、ク、ケ、コなどの全体の趣旨に係る部分などを中心に、5人の選定委員の皆様に評価をお願いしたいと思っております。

前回もこのような分担で評価をお願いしたということもございまして、今回も同様な形でお願いできればと思っております。

なお、各項目を評価いただくに当たりましては、事業者からの提案書によるものではございますが、金額に関する書式、収支につきましては、消費税込みでの記載提案とさせていただきます。これについては、少々複雑ではございますが、現時点で消費税について確定しておりませんことから、平成27年10月からは消費税を10%として提案をいただくことをお願いしたいと考えているところでございます。

なお、本センターの開設に当たっては、市民の方や学識経験者の方々にご協力をいただき、開設準備計画書や管理運営実行計画等を策定しております。それが本日お配りをさせていただきました水色のフラットファイルの後半にファイルさせていただいているものでございます。こちらにスタッフの人員体制や友の会、また広報や市民参加などの取り組みについての考え方についても記載をされているところでございまして、市としても、こちらを基本と考えているところでございますので、今回の公募の際も、前回も同様でしたが、参考資料として応募する事業者向けに公開していくことを想定しておりますところから、本日、参考資料として、あわせて配付をさせていただいたところでございます。評価いただくに当たっての参考資料として

ごらんいただければと思います。

最後に、今回の審査に当たりまして、提案内容の実効性などについて、よりの確にご判断をいただくため、前回同様、審査の際に提案業者名、また個人名等の記載については、墨消しすることなく、そのままごらんいただき、評価をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大変駆け足で雑駁で恐縮でございますが、担当課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎**委員長** 担当課の説明は終了いたしましたので、これから順次質疑を行いたいと思います。ポイントは大きく二つの点があるようですが、一つ目は「募集要項及び業務仕様書の内容」についてですね。この冊子ということですかね。二つ目は「選定基準」についてです。

では、まず1点目の「募集要項」及び「提案書作成要項」について、質疑を行いたいと思います。何かご意見等がございますでしょうか。

◎**委員** 事前にお配りいただいた「募集要項」、先ほど訂正の部分がございましたけれども、変わったところというのは、金額が入ったというところだけでよろしいのですか。ほかは従前どおりということよろしいのですか。

◎**平岡コミュニティ文化課長** 申しわけございません。ご説明をしておりますでしたが、ケアレスミスが何か所かございました。当市の郵便番号が誤っておりましたところの訂正と、それから、表記に一部鍵括弧をつけたという状況ですので、審査のところには影響ないと思っております。先ほどのところだけ説明をさせていただきました。

参考までに申し上げますと、2ページ目のところに「問合せ先」として3の(5)に当市の所管の部署が書いてございますが、こちらの郵便番号が誤っておりましたので、市の郵便番号に訂正をしております。

それから、3ページのところでございます。「諸室の概要等」の中にマルチパーパススペースというのがございますが、こちらのスペース「N」が正式には鍵括弧でくくられる表記となっておりますので、鍵括弧を足させていただきました。

以上3点の訂正を行っております。

◎**委員** それから、配付いただいた資料の中に、「業務の基準」というものと、それから「提案書作成要項」というのがございますけれども、「業務の基準」を読ませていただいたら、大変細かいかつ具体的に書いてあるのですが、この「業務の基準」と、それから、今、ご説明のございました「募集要項」の関係というのは、どういう関係になっているのでしょうか。

◎**平岡コミュニティ文化課長** 基本的には、要項と一体ということで考えておまして、一般に業務仕様書に当たるものが「業務の基準」ということでお読み取りをいただければと思っております。

◎**委員** そうしますと、「業務の基準」の、例えば、1ページに、大変細かく、いろいろな形で書いてありますが、私も実はやや誤解がございまして、交流センターですので、交流センター

の業務だけかなと思っていたのですが、これを読ませていただきますと、そうでもなくて、市全体ということで、そういう意味では、市全体の文化活動だとか、芸術活動を所管をして指導していただくということも今回の受託者をお願いするというふうに取り取れるのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 考え方としては、今、委員おっしゃられたとおりであります。館を中心としてという考え方にはなりますけれども、館の中だけではなくて、いわゆるアウトリーチといいますか、外に出ていくような部分も含めた想定というふうに書かせていただいている部分でございます。

◎委員長 ただ、それはあくまでも交流センターが主催する形で行うということですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 そういう考え方です。

◎委員 申しわけございません。いまいちイメージが湧かないのですけれども、実際に、この友の会の会員の方の数だとか、それから、いろいろな施設の利用状況というのを、ざっくりとで結構なので教えてください。

◎平岡コミュニティ文化課長 まず、友の会の会員数でございます。こちらは結構大きく動くところがございまして、直近ですと、3月末現在でございますが、475名という状況でございます。こちらは、友の会の中でいろいろな、入るとメリットがあるのですけれども、いわゆるチケットを先行して取れるというメリットがあるものでして、それに引っ張られて結構人数が動くという状況は現状あるようでございます。

また、利用状況でございますが、現在の貸出をしている施設の稼働率でございますけれども、大体70%から80%ぐらいの稼働率となっております。ただ、ホール自体、ほとんどが小ホールであるとか、練習室の稼働率がかなり高いものですので、例えば、大ホールですとか、大きなところだと50%前後という状況になっているところでございます。

また、利用状況ですが、実際の利用状況で言いますと、月々の貸出の件数ですが、全体を通しまして、大体4,000から4,500ぐらいというような、平成24年度、平成25年度の状況であります。ご利用の状況を見ますと、音楽でご利用いただくのが大半でございまして、音楽に続いて多いのはダンスという状況ではありますけれども、全体の半分は音楽利用が多いという状況になっております。

◎委員 審査に当たったときに、今までの4年、実際、2年半ぐらいですかね。利用状況の具体的な資料というのは、各委員にお配りする予定はありますか。私、協議会のメンバーでもあるので、今年度、どういうことをやりましたというのは報告を受けて、中身をよく知っているのですけれども、皆さん、それはごらんになっていないので、多分、■■■■さんの質問は、今の課長の説明は説明でいいのですけれども、むしろ、どんなふうに、どういう形で使われて、どんな催しがあつて、どのくらいという、例の統計資料みたいな形が年度であるのですが、あれをごく簡単でもいいのですけれども、各委員にお配りするようなことをしたほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 それは不可欠ですね。

◎委員 ないと、比べようがないと。

◎平岡コミュニティ文化課長 申しわけありません。次回、審査いただくまでには、事務局と調整して、お手元に届くような形で準備したいと思います。

◎委員 そうすれば、ご質問の、今までどうだったのかというのがわかると思うので。

◎平岡コミュニティ文化課長 済みません、ありがとうございます。

◎委員長 私は横浜のみなとみらいホールの会員になっていたのですが、あのホールですと、ほとんど、いわゆるクラシック音楽の公演が中心ですね。たまに小ホールでピアノの発表会とかがあるという感じで、大体、何に使っているか、イメージが湧くのですが、これぐらいのホールだと、武蔵野市民ホールがありますが、あそこなどは一体どういうことをやっているのか、どうもよくわからない。たまにあそこは割と有名な演奏家が来たりして、ああ、そんなこともやっているのかと思うのですが、これぐらいの規模だと、どういう使われ方をしているのかがよくわからないので、いわゆる興行的なイベントみたいなものと、市民が自分たちでやる催しと、どっちが多いのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 基本的には、興行よりも市民に貸し出しているほうが、全体の数としては多くはなっています。

◎委員長 そうすると、お金を取って、何か催しをやるというよりは、市民のサークル的な活動みたいなものもかなり多いと。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうですね。団体利用も多い状況でありますので、一般の市民団体の方にご利用いただくだけではなくて、例えば、近隣の大学の音楽系の演奏会であるとか、発表会であるとか、そういうような使い方も含めて貸出で行っておりますので、貸出が全体の中では数としては多い状況にはなると思うのですが、ただ、前回の指定管理の募集の時も、今回の募集要項にも記載はしているのですが、基本的に月1回は何らかの公演をするようにという形にしておりますので、月1回以上は音楽なり、落語であるとか、音楽もクラシックだけではなくてというような形の公演は行っているところではあります。

◎委員長 で、音楽が多いと。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうですね。音楽がやはり。

◎委員長 あとは、芝居とか、講演会とか。

◎委員 印象的でしかないのですが、もともとホールそのものがクラシック主体の形をつくったということもありまして、そういう意味では、文化活動として自主興行的にやるのはほとんどクラシック系の音楽ということです。ホールとしては、芝居などは向かないというか、袖があまりなくて、そういう意味では使いにくいということなので、ある程度のことはやっていますけれども、子供向けだとか、やっていますけれども、やはりクラシックコンサートが主体で行われていると。

◎委員 私、よくここは使わせていただいて、うちの子供もお世話になっていますが、先ほど

の質問と関連するのですけれども、アウトリーチというお話ございましたが、アウトリーチは社会福祉系の言葉で、単につながるという意味よりも、もうちょっと言葉としては強いような意味ではないかなと私は理解しています。先ほどの仕様の中で、質的向上はもちろんのこと、市内各地における館外活動などにより、芸術文化の裾野を広げ、小金井市における地域文化振興を全力で推進していく必要がありますと、こういうふうに書いてあるわけです。先ほど■■■■委員からのご指摘もあったような、活動がよく見えない。館内の活動は私どもも出入りをしていますので、どんなことをやっているのか、よくわかりますが、館外活動はさっぱりです。これによると、館内の活動と、それから、館外の活動が一体不可分で、両方やることによって小金井の地域文化の創造を進めていきますよ、その拠点ですよという書き方をされていると理解をします。そうすると、今回お願いする方というのは、単に館を運営したりとか、館で芸術文化活動をするだけではなくて、広く地域の文化振興全てを担えるような方でないとだめだということによろしいのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうですね。こちらとしては、館内活動以外の、外に出ていく部分についても、やはり強く求めていきたいと思っております。ただ、交流センターだけがいわゆる芸術関係の当市としての拠点ではないものですので、一翼を担っていただくという考え方になるのかなとも思っております。ですので、ちょっと書き方が、書き過ぎだというご指摘なのかもしれないのですけれども、市内には美術館もございますので、そういった拠点の一つとなつていただくということで、館内の活動だけにとどまることなくというところをこちらとしては強調していきたいという意図で書かせていただいている内容なのです。

◎委員 私はそういう意味ではなくて、大変よく書けているなと思っております。普通であれば、館の中の活動にとどまりますが、ここまで広く交流センターなり、館の活動に期待をしているのか、市が支援しているかというのは大変素晴らしいことですね。一般的にいけば、館の中の活動についてだけ評価をすればいいのですが、そうではなくて、総合的に小金井の文化活動を、これからお願いする指定管理者の方に底上げなり、支援をしてもらう、そういう機能も担ってもらおうというのは、私は大変素晴らしいことだと思います。ただ、先ほどご説明のあった評価項目の中に、例えば、地域文化振興の実現にという言葉しか載っていないわけですね。ご説明でいくと、これは仕様書の事柄だということですが、逆に言えば、単に館の管理だとか、館の中での活動だけではなくて、市内全体で総合的に活動していただける、逆にそういう方であれば困るよというのが評価の視点に入っていないと、仕様書と評価の部分はつながっていないのではないかなという感じがするのですが、そこはいかがなのでしょう。

◎平岡コミュニティ文化課長 確かに■■■■委員おっしゃる側面も持つてはいるのですけれども、こちらとしては、基本的には一翼を担っていただくという視点の中で、館内にとどまることなく裾野を広げていっていただくという視点で書かせていただいておりますので、ここの館が全てを引っ張っていっていただくというようなところまで、こちらとしては求めていたところではなかったのです。ただ、劇場法等の関係もございますので、やはり地域のほうにも出ていっ

ていただいて、地域をつなげていっていただくという部分は目指していただきたいということで、仕様としては書かせていただいたというところです。

◎委員 通常は、役所の言葉で「必要があります。」というのは、それは必要ですということで、今おっしゃったようなニュアンスで書くのだったら、「推進していくことが期待されます。」というような書き方を通常はしますね。「必要があります。」と仕様書で書くということは、それはやらなければいけないということだと普通は理解するわけです。ですから、もしこれを応募者の方にお話をして説明する、応募者の方が普通読むとすると、「必要があります。」ということは、これは必須条件なのだというふうに、多分、理解をされる。そうすると、例えば、すばらしい舞台だとか、そういうことをやっても、我々は館外活動は正直言って不得意だとすると、私のほうが応募するのはやや難しいかなというふうにご理解される方もいらっしゃるのではないですかね。今、課長のご説明でいくとすれば、「推進していくことも期待されます。」というようなニュアンスで書かないと、今おっしゃっていることと、この文書で書かれていることについては、ちょっと乖離があるような気がするのですけれども、そこはいかがですか。

◎委員長 「業務の基準」の1の(1)の最後のところが「必要があります。」だと強過ぎて、「期待されます。」ぐらいがいいのではないかとということですか。

◎委員 ご説明の趣旨であれば、こういう書き方だとすると、やや誤解があるかなという感じがするのです。ですから、これが必要だということで、必要条件だということであれば、応募される方は、当然、逆にそういうことができないと、私のほうで応募するのは少し力不足かなという方もいらっしゃるかもわからないですね。

◎委員長 コミュニティ文化課で想定していたのはどちらなのですか。「必要がある。」という記述が正しいのか、それとも「期待されます。」が正しいのか。

◎平岡コミュニティ文化課長 解釈のところがこちらとしてきちんとご説明できていなくて恐縮なのですが、私どもとしては、「必要があります。」を「期待されます。」と変えるという部分ではなくて、裾野を広げていく部分について、今、■■■■委員からご指摘いただいた部分ですと、市全体を網羅して、小金井市自体をこのセンターの指定管理者が引っ張っていくのだというような部分までのご意見だったかなと思っていますが、そこまでのところでは、こちらとしては求めてはおりません。ただ、地域に出ていって裾野を広げていくということについては、中にとどまることなく必要であるというような考え方で書かせていただいたところではあったのですけれども、こちらの説明と、文章上、読み取れる部分がもし合っていないということであれば、またご指摘をいただければと思うのです。

◎委員 法律の中でも、先ほど劇場法でもちょっと触れられておりましたけれども、鑑賞者を育成するという意味の、大きなホールには使命があるのですけれども、その中で言うと、このアウトリーチというものがとても有効に、必要なアクションであると思っています。私はこの文章の書き方は前向きだなと思っていますので、逆に言うと、選定の項目の中にこういうアウトリーチ事業に対しての、評点として5点の枠があるのがいいのかなと思います。小金井

市の交流センターという文化の拠点ですので、本物を見るとか、触れるとか、さまざまなアクションは起こすべきだと思っております。直営であっても、指定管理であっても、これは行政の姿勢だと思いますので、小金井市として、この施設にこれをやらせるのだという意気込みというのはあっていいのではないかとと思います。

◎委員長 そうすると、この記述でもよいということですかね。

◎委員 はい。

◎委員長 では、私から質問ですけれども、この館外活動は、例えば、どういうことが考えられるのですかね。

◎平岡コミュニティ文化課長 今、アウトリーチというのを例に出していただきましたけれども、そこのところについては、例えば、市内のほかの施設に、本物の演奏と一緒に行っていただいて、触れる機会を提供していただくというのも一つだと思いますし、先ほど委員からお話ありましたけれども、演奏家というか、芸術の育成のための教室のようなものを外で開くような機会を持ってもいいと思いますし、実際、市民の方々が活動されていったような場面で、市民と市民をつないで相乗効果を上げていくような、出て行って、そういうようなお手伝いをしていただく場面もあるかなとは思っております、さまざまなケースが想定されると思っております。

◎委員長 ついでに質問させていただくと、小金井市における地域文化振興を図る必要があるのですね。その中核というのは、いろいろな核があったほうがいいのでしょうかけれども、その一つがこのホールということなのか、それともここが中心なのかと考えると、実態としてはどうなのですか。ここは一翼なのか、それとも、ここが中核になるのか。

◎平岡コミュニティ文化課長 基本的には、こちらは一翼と考えております。

◎委員長 コミュニティ文化課というのがあるのですから、ある意味で文化課がむしろ中核になって、いろいろな文化を振興させることを考えるわけですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうですね。

◎委員長 だから、実態としては、そういうことなのですね。別にここが全てを仕切るわけではなくて、一翼だという理解ですね。一翼ではあるけれども、全力で推進していく必要があると。そういう理解も可能でしょうかね。

◎委員 前にほかのところではやはり同じような論点になったのですけれども、アウトリーチの場合、さまざまな捉え方があって、理想を言うとなれなのですけれども、おのおの、皆さんがしゃべるときに、拠点、場所ですね。そこで何かやるということは、場所、拠点なのですね。先ほど課長も、例えば、美術館と言っていました。これも場所ですね。そのことと、このホールの指定管理者がその場所から離れて外に出かけていくと。例えば、くじら山で何かやるのに出かけていくよということを意味しているのか、それとも単純な鑑賞型の劇場で、みんな見るということだけでない、本当の広い意味のアウトリーチ、例えば、市内の小学校に働きかけて展覧会を開催する。これは小学校から言うのではなくてですよ。それもある意味ではアウトリ

一チですね。というのを含めるかによって、イメージがみんな違うのですね、基本的に。ですので、ある問い詰め方をすると、市の方針と無関係に、ここの指定管理者が自分たちで方針を出して、どんどんいろいろなことをやる、それはないでしょうということになりますね。ですから、これは非常に大事なのですけれども、私は■■■■さんの意見と別に、今のここのこの状態では、ちょっとこれは書き過ぎかなと。要するに、ぜひ、いろいろな形で提案してほしいと、取り組んでほしいという表現のほうが、今回のこのセンターの募集要項としてはよろしいのではないかというのが私の意見なのです。受けとめ方はいろいろあるのですけれどもね。一方で、採点のほうでもうちょっときちんとそれを位置づけないと、ちょっとアンバランスだと思いません。

◎委員長 そうですね。ここが中核であるならば、まさに必要があるのでしょうかけれども、中核とまでは言えないということであれば、あまりここで時間を取り過ぎても困るかもしれませんが、そうすると、やや表現を変えたほうがいいのではないかという意見が大勢のような気がするのですけれども、だから、「期待されます。」では弱いというならば、どうでしょうか。今、ここで何か具体的に提案があれば。

◎委員 今、■■■■委員がおっしゃったように、私も後段の活動は本来のアウトリーチだというふうに理解をしています。ただ、なかなか現状では難しいと。さりとて、どこかで評価しなければいけない。当然、おっしゃったように、その評価項目は入れないと不十分になるのではないかと思います。ただ、申請される方に、前段のアウトリーチを期待されているのか、後段のもうちょっと幅広い方を期待しているのかがわからないと、多分、申請される方も書きようがないので、委員長おっしゃったように、必要なのか、それとも期待されるのか、実態に即したような形で、もう少し申請者の方がおわかりになるような形の書き方に直したほうがいいのではないかと私は思っているのです。

◎委員 反論ではございませんけれども、逆になお書き以降はカットしてしまってもいいのかなと思ったのですけれどもね。拠点のほうの。ここで具体的に、これ、市の思いも入っていると思うのですけれども、これは提案事項として出してもらうというのものもあるのかなと。市のパートナーとしてというところで、どう解釈されるかということだろうと思うのですね。事実、今、小田原で、昨年度、27件の学校のアウトリーチをやったのですけれども、これ、学校の中と協力がなくてできないのですね。恐らく、民間の企業の方が行ったらば、1件か2件、できるかなというところですね。私のところは直営ですので、すぐ隣の教育委員会と連携して何とかなっている。26回行っている。それをもしやるとすれば、文化振興課のほうに相当力を入れないと、学校へのアウトリーチというのは不可能だろうと私は思います。ですから、チケットを売るために、例えば、福祉の施設へコンサートの方をお連れして、そこでちょっと短いものをやっていただく、そこの方がホールに来ていただくというレベルなのだろうなど。アウトリーチとしてですね。ですから、あまりここに踏み込まないほうが安全かもしれないと思います。

◎委員長 それでは、どうでしょうか。ここで表現の結論を出すのもなかなか難しいかもしれませんが、なお以下については、今、さまざまな意見が出ましたので、より実態に合った表現に改めていただくということでいかがでしょうか。

◎委員 この業務の手順なのですけれども、苦勞なさって書かれたと思いますが、書き方の主体形なのですけれども、何々しなければいけないとか、何々するのは確実に引き継ぐことにしますとか、基本的にそういう項目と、それから、こうしてほしいという項目と、特に、これは提案審査なので、それについて提案してほしい、こういうふうに提案してほしいという内容と、これは守らなければだめよというのと、はっきり表現分けたいかがですか。割と全部が、候補者はこうしなければいけないで書いているのですけれども、提案ベースのところは、それをいろいろな形で提案してください、要するに、重点的に考えて提案してくださいというふうにすると、随分文章が楽になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。ただいま利用料金の実額を次の指定管理者に払うようにします、こういうのは全然いいのですよ。イメージ的な、活動的なところについては、そういうふうに改めれば、今の点ではないところもちょっと気になるのは多々あるのですけれども、直るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 つまり、提案的な部分と、条例上、これはやらしてもらわなければ困るという部分と、もう少し書き分けたほうがいい部分があるかもしれないようですので、その点もあわせてご検討いただきたいと思います。

今のことと関連するのですけれども、今までの議論だと、この指定管理者に期待されているのは、専ら文化を振興するということも含めて、ソフト面での活動なのですが、これ、実際には、箱の管理もしなければいけないわけですね。ハードの管理もしなければいけないわけですね。文化の振興をするとともに、地震が来ても天井が落ちてこないようにするとか、泥棒が入らないようにするとか、そういうハード面の管理もあわせてやるということなのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうです。

◎委員長 どっちもやらなければいけないのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうなります。

◎委員長 これは一つの業者で両方できるものなのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 ちなみに、現在やっている業者なのですが、共同事業体を組んでおりまして、前回募集したときも、7者のうち1者のみ単体で、残り6者は共同事業体を組んで応募しているという状況です。他市でも、やはり共同事業体を組んでいる例は多い状況です。

◎委員長 企画と管理と、随分性格が違う感じがするのですけれども、それはそれぞれ得意な申請者同士が組んで、ジョイントで出してくるという感じなのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 今、やっている方は、そういう形態なのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうなっております。

◎委員 ほとんど専門分野が違いますからね。

◎委員長 かなり違いますものね。

◎委員 ですから、一緒に、共同でやるというのがほとんど。

◎委員長 むしろ、そうなるのですかね。そうすると、我々が今までやってきた施設とちょっとタイプが違いますね。

◎委員 どこがリーダーかという、それが大きい問題になると思います。例えば、ビルを管理する会社がメインで、舞台の操作、それから、企画というのが下に入るか、舞台の管理運営をするところがメインで、管理運営とか、そちらが下に入るかというのは、バランスが、共同体のリーダーが誰かということによってもかなり違ってくると思います。ですから、JVで皆さん来ると思うのですけれども、その辺もちょっと読み取らないといけないかもしれません。

◎委員長 では、ほかの点について、いかがでしょうか。

◎委員 評点票は今回、公表するのでしょうか。今までの指定管理のシーンの中では評点票は出していなかったかと思うのですが。

◎委員長 資料の中に綴じ込まれているわけですね、評点票が。これは申請者に公開する趣旨なのか、資料として入っているだけなのか。

◎平岡コミュニティ文化課長 申しわけございません。資料として一括で配付させていただいているだけで、応募者に事前に見せるようなものではございません。

◎委員 わかりました。ありがとうございます。

◎委員長 今までも、これは出していなかったですね。

◎委員 前回、何か、そういう議論をしたような気がします。

◎委員 たしか合計点だけ、それは情報公開の対象になって。

◎委員 合計点だけですね。

◎委員 そうですね。名前もわからないで、A、B、C、Dになっていたと思いました。

◎委員長 ほかに全体を通して何かありますか。

◎委員 現在動いている交流センターの評判とかはどうなのでしょうか。苦情がどれぐらいあるのかとか。

◎平岡コミュニティ文化課長 現時点で特段、大きな苦情は、皆さん、ご利用の仕方ですとか、考え方はさまざまありますので、全くご意見がないということはありません。思っておりますけれども、基本的に、皆さん、好評で使っていただいているというふうに、こちらとしては理解しております。

◎委員 一つしかないということもありまして、利用率がものすごく高い。むしろ不満としては、市民の方は、とりたいたきにとれないという話が一番強いということですね。大きさからいって使い勝手もいいということもありまして、大分好評な状態だと。催し物の内容については、いろいろな意見がありますので、別に意見を言いませんけれども、そういうのが大体言わ

れていることです。

◎委員長 今回は自己資本比率は出してもらおうのですね。

実際に申請者の方は、この作成要項に従って、この順番で書いてくることになるわけですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 さようございます。

◎委員長 それが様式1から始まるのですね。それで、この内容と順番をなるべく評定票の項目と順番に対応するようにしていただくと、後で審査するときにしやすいということを当委員会ではしばしば議論しているのですが、この件については、そういう対応関係になっているのでしょうかね。

◎平岡コミュニティ文化課長 先ほどのご説明のときに申し上げましたが、選定委員の皆様と選定アドバイザーのお二方とで評点票が若干、構成というか、項目が異なっておりますが、こちらにつきましては、基本的には様式の順番で採点をいただけるように工夫はさせていただいておりますが、いかんせん、どうしても切り出してしまいづらいような項目も中にはありますので、若干入り繰りしてしまう部分はありますが、基本的には様式の順番でご判断いただけるような順番にさせていただいております。

◎委員長 対照表が入っているので、これで見るとということになるわけですかね。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。こちらで、申しわけございませんが、お願いしたいと思っております。

◎委員長 結構あちこち飛ぶのはやむを得ないということでしょうかね。これも今さら変えるのも大変だから、この対応表を見ながら評価するということですかね。

◎委員 先ほど、ご専門の先生にお願いするのと、私どもがやる部分のご説明があったのですが、もう一度教えていただきたいのですけれども、どこがどういう形になるのでしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 では、「募集要項」のほうの項目でご説明させていただいてよろしいでしょうか。11ページ、12ページです。済みません、こちら用の資料もおつくりすればよかったのですが、具体的に項目ごとに申し上げます。まず、選定委員の皆様には採点いただく項目が、(1)全部、(2)全部、(4)全部、(5)につきましては、ア、イ、カ、キ、ク、(6)につきましてはア、イ、ク、ケ、コという形になります。

アドバイザーの方におかれましては、(1)のアとウ、(2)は全て、(3)が全て、飛びまして(5)がイからオ、(6)がイからキという分け方にさせていただいておりますので、7人皆様でご判断いただく項目もあれば、分担させていただいている部分もあるという形でご理解いただければと思います。

◎委員 そうすると、第1次では評点票が2枚ございますね。これはあらかじめ分けてあるということでしょうか。中に選定委員用とアドバイザー用とございますけれども、仮に、例えば、私が評点するのは、この選定委員用の項目だけでよろしいということでしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 そちらのみ採点いただければという形になっております。

◎委員 そのときには、今、ご説明があったように、例えば、3にかかわる項目については一

切気にしない、言い方はちょっとおかしいのですけれども、そういうことは加味しないで、純粹にここに書いてあることだけで評点すればよろしいということでもいいのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長　そういう形になります。

◎委員長　選定委員用だけを我々はやればよいということですね。

◎委員　了解です。

◎委員長　1次と2次と評点票は同じなのでしたか。

◎平岡コミュニティ文化課長　一緒です。

◎委員長　で、3者程度に絞るのでしたね、1次で。今までのやり方と同じですね。

それでは、「募集要項」及び「提案書作成要領」について、かなり議論が出てきましたが、あと何かございますでしょうか。

◎委員　ちょっと要望があるのですが、館長についてという、職員の項目なのですが、このホールの規模で言いますと、館長なりがほとんど全てのあれになってしまうので、何十人もいるわけではないのでね、逆に言いますとね。それで、お願いですが、基本的に館長相当職について、想定人物の特徴というふうに書いてあるのですが、これをもう少し踏み込んで、想定人物は想定人物で仕方がないと思うのですが、決めろとは言えませんので。想定人物のキャリア、実績というような表現に改めていただけませんか。

◎平岡コミュニティ文化課長　作成要項の3ページ、「Ⅲ その他」の「1 組織」で、(1)の館長相当職の様式16番の記載要領の部分ですね。

◎委員　はい。様式16番ですね。

◎平岡コミュニティ文化課長　具体的に「特徴等」のところを。

◎委員　想定人物のキャリア、実績。前回も、かなりイメージがきちんとあったグループと、全然いい加減で、よくわからないところがあったので、やはりこれは想定していただかないと。それは館長でなくても、要するに、ここの書き方で、館長ではなくても、アートマネジメントとか、そういうあれだということを書いてもらえば、多分、意味はわかると思うので、それを書いていただきたいのが一つ。

◎委員長　つまり、「特徴」を「キャリア、実績」と具体的にするということですね。

◎委員　もう一点は、舞台陣営。組織図はもちろん出してもらおうのですが、組織の中で、舞台の操作を含めて、専門家ですね。音響、照明、舞台というような専門家がいるのですが、それを組織図の中で、人数を含めてちゃんと書けというのをもうちょっと、どこで表現するかはあれなのですが、することと、その想定キャリア。これは想定上のキャリアという意味ですが、チーフの想定上のキャリアというのを加えていただきたい。

◎委員長　今のは組織の(2)のところの。

◎平岡コミュニティ文化課長　今、二つ目におっしゃったのは、(3)のところの、(2)の組織図に基づき云々のところに、職員に係る想定キャリアについても記載してもらおうような書き方にならないかということでしょうか。

◎委員 舞台関係の従事者に対してですね。

◎委員長 (3)の、つまり、身分ではなくて、担当業務のところをもっと具体的に書くということでしょうかね。

◎委員 はい。

◎委員長 それは、例えば、どういうふうを書くのでしたか。照明とか。

◎委員 そうですね。ですから、逆に言いますと、「募集要項」の12ページの(5)のエ 公演事業を支援する舞台関連の技術者の配置及び経験・技能が、優れていることという行がありますね。これはこのとおりで、正しくてよろしいのですが、これを反映したものをいせというのをどこかに入れていただきたいということなのです。

◎委員 12ページ(5)、エ。

◎委員長 「公演事業を支援する舞台関連の技術者の配置及び経験・技能が、優れていること」という、この文章はこれでオーケーなのですけれども、それを具体的に提案内容として、その組織、人員配置、それから、チーフのキャリアみたいなものを提案しろというふうに、どこかに入れていただければ。実は、専門委員の立場で言うと、そこが結構気になることで、前回の選定のおきもそこをしつこく聞いて、答えてくれたところと、全然わからないところとありまして、かなり点数では、私などはそこで差をつけたのですけれどもね。

◎委員長 では、この作成要項に戻ると、3ページの下の「1 組織」の(3)で。

◎平岡コミュニティ文化課長 お話いただいた部分は反映するような書きぶり、「提案書作成要項」のほうを修正させていただきたいと思います。

◎委員長 つまり、舞台関連の技術者の配置、それから、キャリアや実績がわかるように書くという形で修正するということですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。

◎委員 前回決めたときも、私などは全然わからなかったのですけれども、やはり館長が占める割合が多くて、あれだけのものは、1人、ちゃんと常駐した人がいなければいけないということを伺ったので、やはりその部分は書いていただくのがいいかと思います。前回決めたものを思い出しました。

◎委員長 それは前回の選定のおきに問題になったということですね。

◎委員 ばらばらだったのは確かに印象としてあります。

◎委員 ちなみに、現在は館長はいらっしゃるのでしょうか。

◎委員 いらっしゃいます。

◎委員 私、よくわからなくて、大変申しわけないのですけれども、人的には館長と事務長とか、何人かいらっしゃって。

◎委員 自主興行企画というのが担当、そういうのを企画、あれとして担当するのは、館長以外、二人ですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 館長職は今、1人おりまして、館長の下に二人おりまして、1

人は、いわゆるソフト面の部分を統括する者、もう一つは維持管理の部分を統括する者という形で、館長以下2名で、以下スタッフという形で配置されています。

◎委員長 館長は1人なのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。1名です。

◎委員長 その下に、副館長なのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 それぞれ役割によって違うのですけれども、いわゆるソフト面を持っているほうは支配人という言い方を現在の指定管理はしております。もう一つのほうは、施設管理責任者という言い方をしております。この言い方は特に大きな問題はないと思っておりますが、館長が1名で統括をしていて、それぞれソフト面とハード管理面、維持管理の面で、その下に1人ずつ代表者がいるというようなスタッフの配置になっております。

◎委員長 そういう方は、管理者の職員なのですか。管理者の会社なり。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうです。

◎委員長 ああ、そうですか。よそから連れてくるわけではないのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい、共同体の。

◎委員 今の共同体は、先ほどの話どおりビル管理系と、それから、アウトマネジメント系とがジョイントベンチャーでジョイント組んでいるのですが、正式ないわゆる共同企業体を構成しているわけではなくて、分担ジョイントなのですね。ですから、おのおの、野村不動産パートナーズとサントリーパブリシティサービスの各々の会社の中から出しあって、この劇場のために仮の組織をつくっているという形なのですね。結局、内容的には、人数が限られていますから、この場合には、今までの場合には、館長がほとんどアートのリードしているという形でしたね、見ていますと。

◎委員 組織の絵が出てくると思うのですけれども、ここでかなりJVの運営の考え方が出てくるだろうと思います。どういう位置づけにどういう人を置いているとか、その辺がこの絵で見えるのではないかなという気がします。これ、いろいろな施設のを見ますと、微妙にみんな違うのですよ。ですから、これはちょっとおもしろいかもしれませんね。より専門的なチームの集合体になります。

◎委員 その場合に、お互いの協定みたいなものがありますね、多分。運営していくのに、お金の話もあれば、人の話もあるとか。そういうものに対してのチェックというのは何かあるのですか。それとも、協定書を出しなさいとか、そういうふうな決まりはあるのですか。もし片方がおかしくなってしまったときに、万一のときにね。

◎平岡コミュニティ文化課長 提出していただく提案書の組織の中に、共同事業体を組みますという書式も出していただくことになりまして、共同事業体協定書兼委任状という書式もございまして、これによって共同事業体を結成をして提出していただくというような文書も指定申請書と一緒に出していただくという形になります。

◎委員長 では、それを承認するという感じになるわけですね。結果的というか、そこを採用

するとなれば。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。そういう形になります。

◎委員 共同事業体の構成の要素で、組織図が出ていますね。そのときには固有名詞まで書かせるのですか。それとも単に、例えば、館長、副館長ということなのでしょう。一般的にはどういう形なのか、私もよくわかりませんが、伺っているところによると、館長の実績だとか、それから、キャラクター、それから、スタッフのキャラクターによって大きく運営が変わるということです。これが出されるときには、単に組織図という形で出されるのか、それともお名前も入れて、こういう方であれば、こんなことをやっていることがわかるなということも含めて出されるのか、どちらなのでしょう。

◎委員 一般的に言うと、応募側によって違います。決め込んで、例えば、その館長を売り物というか、この館長を私たちは持っていくよというものはおぼんと書きますし、そうでなくて、全然はっきりしない場合も、それは提案ベースです。

◎委員 では、名前、固有名詞を出しても、出さなくても、それは構わないということなのでしょう。

◎委員長 それはどっちでなければいけないというものでもなさそうですね。

◎委員 一般的に、それはどちらでも構わないのですか。

◎委員 質問で、ヒアリングのときに、誰を想定しているのですかとか聞いて、名前はどうしても言えない、現在お願いしているところは名前をどうしても言わなかったですね。最後までね。3回ぐらい質問したのですけれども、でも、キャリアはありますとか言っていましたね。そういうところもある。

◎委員 でも、今のお話ですと、館長いかんで大きく違ってくるわけですね。

◎委員 それは本当にそうです。

◎委員 その館長のお名前がお話しできないというところだと、やや不安なところがあるとすると。

◎委員 ただ、指定管理のこの制度であると、決め込める場合もありますけれども、決まらなければということにもなりますので、確かに難しいところではないですかね。

◎委員 それが実態なのですか。そうですか。

◎委員 結局、決まってからお願いに行くのですよ。5年でもう切れてしまうわけですから。

◎委員 既にほかでやっていらっしゃる方を。

◎委員 抜いてくるということで。

◎委員 決まったから、ここは大事だから、異動として。そういうのもある。想定はしているはずなのですよ。各業者で。

◎委員 ただ、とんでもなく有名な方の名前だけ出してるところもあります。それで、問い詰めてみると、話は何もしていませんというのがあります。ですから、これは聞いてみないと。

◎委員 地方でそういう例はあります。

◎藤本市民部長 この提案書の中で、今、お名前を入れてくるかどうかということなのですが、提案書の中で名前を入れるということは、その会社もリスクを負う。提案書自体が仕様書と同じような形になりますので、逆にその人が呼べなかったら契約的にどうなのということになってしまいますので、その辺のリスクを考えた上で、入れてくる会社があれば入れてくるのでしょうか、多分、基本的には、そこまでではなくて、ちゃんとキャリアとかがある、そういう組織図になると思います。

◎平岡コミュニティ文化課長 今、部長からも、それから、アドバイザーの方々からもご説明あったとおりで、「提案書作成要項」のほうには、氏名まで書けという要領にはなってございませんので、そこを含めて専門の提案に任せると。ただ、2次審査まで進んだ場合は、当然、ヒアリング審査もお願いしておりますので、そういった中で聞き取っていただくという形は可能でないかとは思っているところです。

◎委員 それでさっき踏み込んで、キャリア、実績に変えてもらったのです。キャリア、実績と言うと、何か書くしかないですね。

◎委員長 いずれにしても、要項としては、個人名までは求めないということ、それが妥当でしょうね。

それでは、もう一項目、選定基準の問題がありますので、既に1時間半近く経過しておりますので、ほかに特にご意見がなければ、「募集要項」及び「提案書作成要項」については、一応、以上のとおりでよろしいでしょうか。もし後で何かありましたら、また補足していただいても結構です。

では、一旦、この問題については終了しまして、次に「選定基準」について質疑を行いたいと思います。「選定基準」について、何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

選定基準は、入っていた、この採点票のことと考えていいですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 評点票になります。

◎委員長 では、最初に選定委員用について、何かお気づきの点はありますでしょうか。この選定委員用は今までと同じなものでしたか。

◎平岡コミュニティ文化課長 項目は多少違います。あと、大きく違うのが、今までは5段階評価なので、今回、0点も入れて6段階評価にしております。

◎委員長 0点が入っている。なかなか0とはつけにくい。0を入れた趣旨というのは。

◎平岡コミュニティ文化課長 評点につきまして、前回との比較で申し上げますと、前は選定委員の皆様には、通常お使いいただいている5点から1点の5段階で、選定アドバイザーの方々におかれましては、加えて0点というのを入れさせていただいた形での評点をお願いしていたところですが、今回、内部でもさまざま検討した中で、やはり評点については落差は同じだけ評点をいただくべきだという考え方になりましたので、そういう形にさせていただいたという変更の理由が一つございます。

また、今回、6段階にしているところがございますけれども、質の高い指定管理者をお願い

したいということに尽きるかなと思っておりまして、そういう部分ですと、ごらんいただくとおわかりかと思いますが、「普通」は2点とさせていただいてまして、「劣る」を0点とさせていただいておりますので、「特に優れている」を5点として以降の配点をした結果、大きく6段階で、質の高い指定管理者を選んでいただくための配分という形でご理解いただければと思います。

◎委員長 もともとアドバイザー用が6段階で、それに合わせたということでもいいですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 そうですね。

◎委員 今回は点数は2点が「普通」ということなのですね。3点ではないのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 前ははどうだったのですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 前は、ちなみに、選定アドバイザーの方々の「普通」は2点で、選定委員の皆様方の「普通」は3点という、そういった差異もございましたので、今回統一させていただいたという経緯もございます。

◎委員 統一はいいですけども、心理的にね。2点が普通というのは。

◎委員長 我々の、選定委員のほうは5段階で慣れていて、しかも、そこまできめ細かくやってくれと言われても、むしろ5段階で「普通」なら3だという、普段のやり方、普段というか、私はまだ2回しかやっていませんけれども、ここだけ変わると、むしろ不正確な結果が出てしまう、反映してしまう恐れがないとも言えない気がするのですが、ほかの皆さん、いかがですか。アドバイザー以外の方。今回は6段階でもいいですか。

◎委員 ちょっと気になったのですけれども、我々がやったときは0点があつて、うーんという気がしたのですけれども、こういう形で劣ると書いてしまうと、何となく平均して2点になってしまうのですけれども、「普通」の3点で、0点は欠陥ですみたいなことに表現すると、特別バツというふうに私などはつけたのですね、前は。

◎委員 マイナス評価ということですか。

◎委員 マイナス評価ですね。許せないというようなことだと考えて、一般的には「普通」というのを3に置くというやり方のほうが、ついマルするのにしやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 つまり、今のご提案の趣旨は、0点は論外にして、3を「普通」にして。

◎委員 「やや優れている」「特に優れている」で4、5にして。

◎委員長 5段階にして、よほどひどいのは、論外の場合に0をつけることもできる。我々もそのほうが気が楽ですかね。

◎委員 そういうマイナス評価というの、過去にあるのですか。

◎委員 予算書が計算間違いで全然合わないのですよ。違うだろうみたいな感じで。

◎委員 応募に値しないということですか。

◎委員 例えば、その項目はだめということですね。ケアレスもいいところという、1業者

ありまして。例えば、そういうことだとかね。

◎委員長 では、例えば、1を「劣る」にして、2を「やや劣る」にして、3を「普通」にして、4を「やや優れている」にして、5を「優れている」にして、0は「評価外」とかしておきましょうか。

◎委員 担当のほうで、点数が全体にどうしても中間に寄るのですね。どうしても、こういうものを点数つけていると。ということで、なかなか点数のばらつきが出ないということで、中間化傾向という形で気になさっているのだとしたら、逆に言うと、5ではなくて10段階にしてしまって、間をただこうこう置いて、そこをマルしてもいいと、点数は、言ってみればというようなやり方もありますよ。

◎平岡コミュニティ文化課長 10段階だと全体の合計点にいきますので、それぞれつけられた点数の重みというか、差の開きがいろいろあるのかなと思っております。あと、ベースとしてはやはり5段階評価がもとにあると思っておりまして、私どものほうでもともと選定アドバイザーの方だけ前回6段階評価に変えたというところは、質の高いところにはそれなりの配点が、質の部分で配点ができるような考え方を持たなければいけないかなと思いましたが、専門家の方々が普通と思うのを、一般の方々のところと含めて考えたときに、質の高いものを持っていただく上で、同じ点数でいいのかというような議論もあったものでして、それで、こういうような形にさせていただいたところではありますが、皆様のほうで配点していく上でかえって難解であると、採点が難しいということであれば、委員長からご指摘いただいた部分で変更を、6段階だったとしても、文言等の変更をかせさせていただいた中で評点いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎委員長 要するに、3を「普通」にさせていただいたほうが、つけやすいということなのですね。

◎委員 そちらのほうがつけやすいですね。

◎委員長 だから、0点があつていいですから、あまりにひどいところがあつたということであれば、それは0をつける場合があると。あとは5段階ということではいかがでしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 では、3点を「普通」という形で。

◎委員長 0点は「評価外」ということで、あまりにもひどいときは0点をつけることもできると。今まで見ていて、そうやたらに5はつけませんものね。10段階になっても、9と10とか、7と8とか、迷うだけなので。では、そういうことで。

◎委員 5の18のところ、収支の見込みが適正かつ実現可能であることというのがありますが、今、やっていらっしゃる方たちの業績、実績といいますか、そういうものを開示いただければ、ここは判断しやすいのですが、それは可能でしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 現在の指定管理が行っている予算、決算の概略につきましては、評点いただくまでには資料としてお渡しできるようにしたいと思っております。ただ、今の指定管理が最終的に3年1カ月で期間が切れるものですので、現時点で1か年分しか決算として

まとまった資料はございませんけれども、25年度、決算見込みという形でお渡しできるかどうかも含めて調整したいと思っております。

◎委員長 申請者が出してくるのは、会社全体としての決算なのですね。ここのホールの経理状況というのは、つまり、わからないわけですね。出してもらわないとね。

◎委員 ホールの分だけを取り出して、ワンプロジェクトとして収支決算を出していると。だから、全部を必ずしも完全に実施するかどうかは何とも言えない。特に本社から人が来ている場合には、その人件費というのはどういうふうに計上しているかというのは、そこまで、こちらで突っ込めないということなので、そういうふうに見ていますということになるので。プロジェクトとしては単体の決算様式になっています。

◎委員長 いずれにしても、今やっている業者しか出せないわけだから、それは特に用意していただかなくてもいいですね。

◎委員 見込みの想定で、これ、5年間ですね、たしか。5年間の収支の見込みを出してこないといけないので、そうすると、それがあまりにも急激に収益が右肩上がりになっているとか、その論拠は何だとかということになるだろうというふうには思います。

◎委員長 では、直近の現状についてわかる資料を出していただくと。

◎委員 今、やっているのは、端的に言いまして、うまくいっているのか。要は、出していた資料というのが、物差しの尺度の中で、3という尺度の中で取り扱っていいのか、それとも、それは4なのか、2なのか、ちょっとよくわからないのですけれども、今、やっている実績というのは、基本的に普通で3だという物差しでよろしいのでしょうか。

◎平岡コミュニティ文化課長 今、やっていただいているところは、基本的には、市としては問題あるとは思っておりませんし、市民の利用される方々ですとか、公演等に来ていらっしゃる方々のお話を聞く限りは大変好評であるというふうには理解しております。ですので、基本的には、今の資料を、それについて、主としてどこかというのはなかなか、この場でお答えしづらいのですけれども、少なくともそれが足りないという状況ではないということだけは間違いありません。

◎委員 そうすると、出していただいたものは、基本的にうまくいっているということで、その収支は無理がない収支だという理解でよろしいわけですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 基本的には、それで収支が成り立っていて、それに対してきちんとやっていただいているというふうには、市としては考えております。

◎委員長 赤字になっていなければ悪くはなくて、逆にもうけ過ぎているのも問題ですね。

◎委員 出していただく資料自体は、今、やっていらっしゃる方の運営方針に従ってやっていらっしゃることで、それはそれとして、参考として、そういう基準とか見るよりは、こういう数字の出し方があるのだなど、そういう参考として見たほうがよろしいかと思えます。

◎委員長 それで各自が1次審査するわけですから、各自の印象でつけていただいて、また委員会が開かれるわけですから、そこで■■■■委員などの専門家のご意見を聞いて、ああ、これは

間違っていた、甘過ぎる、辛過ぎるとわかるわけですから、そこで必要な修正をして、最終的に意見をつけるということではいかがでしょうか。

◎委員 結構です。

◎委員長 では、そのように進めたいと思います。

ほかの点はいかがでしょうかね。アドバイザーの方は、アドバイザーの評点について、何かお気づきの点は。これではつけにくいとか、あるいはこういう項目があったほうがいいのか。

◎委員 最初のほうの議論の部分なのですが、公演事業、そのほか具体的な事業というところで、アウトリーチですね、それについては、項目立てがもしできれば、読み込んでいただいているのがあるといいのかなとは思いますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

◎委員長 今だと読み取れないですかね。

◎委員 読み取れるのですね。

◎委員長 例えば、どこになるのでしょうかね。

◎平岡コミュニティ文化課長 先ほどの要項のところでご指摘をいただいた部分ということであれば、2の9、地域文化振興の実現が推進する計画となっていることという部分が当たりまずけれども、それ意外に、3の11、市民と連携する創造創作事業及びその発信についてと、こちらの部分についても一定かかってくる部分は、市民と連携という部分ではあるかなと思っております。

◎委員長 ただ、同じ内容が二つあるというのもまた問題ですね。そうすると、何かそれぞれ役割分担をして、文言をはっきりさせたほうがよくないのですかね。これでいいのかもしれないけれども。一層の力を、アウトリーチというのですか、それに特化するとか。

◎平岡コミュニティ文化課長 今の説明、済みません、訂正させてください。業務の基準のほうに説明を書かせていただいておりますが、■■■■委員がおっしゃったアウトリーチは、やはり最初にご説明した2の9のところでは採点いただくことになりまして、私がもう一つと申し上げたのは誤りでございまして、3の11につきましては、いわゆる公募を募って行うような事業という形になっております。

◎委員長 では、すみ分けられているわけですね。では、■■■■委員が指摘された点は、2の9で評価すると。

◎委員 わかりました。結構です。

◎委員長 選定によるほうでは、重複とか、これではつけにくいとか、そういうことはありますでしょうかね。

◎委員 3. 11のときも帰宅困難者の方がたくさん発生しました。特にこの場合には駅の直近で比較的大きなスペースがあるということなので、4の15はそういうことも想定した中での評価ということなのではないでしょうか。それとも一般的に、災害、事故、突発的な傷病者とか書いてありますけれども、いわゆる大きな災害とか、帰宅困難者の発生みたいなことも含めた形での評価のどちらなのではないでしょうか。

◎委員長 それは担当部局では想定していなかった質問かもしれません。一般的にはどうなのでしょうか。

◎委員 特に駅の前の公共施設というのは、大規模に人が集まるといのはほとんどないですよ。

◎委員長 それは、小金井市の方針として、そういうことがあったときに、市の施設をどう使うかということですね。

◎委員 多分、一般的には、災害基本計画があって、その中に避難所みたいな形で位置づけられているのではないかと理解しているのです。

◎委員長 応募の段階で指定管理者がそこまで考えて応募することは期待されているのでしょうかね。

◎平岡コミュニティ文化課長 済みません、お時間いただきまして。今、■■■■委員のおっしゃった、確かに交流センターは、帰宅困難者一次待機施設にはなっておるのですけれども、指定管理者の業務なり提案の部分で、そこまで、こちらとしては求めているものではございません。ただ、発生した際の避難誘導であるとか、第三者への安全対策、そういった部分は当然必要になってくるとは思うのですが、その業務まで担っていただくというところまでは、こちらとしては考えてはおりません。

◎委員 では、15番は一般的な形で理解をして、それで評点すればいいということによろしいですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。

◎委員 基準のほうの5ページで、5のエの後段の部分で、先ほど■■■■委員のおっしゃるようなことも含まれてしまうのではないかという気がするのですが。施設の職員としては当然やらなくてはいけないことだと思っておりますが、マニュアル等もつくって安全管理の徹底に努める。災害、事故、突発的な傷病者に対して、マニュアル等も作成して徹底してくださいということを、エの「その他」で言っていますので、先ほどの15番というのは、その辺も想定をしないといけないのではないかと思うのですが。

◎委員長 今、もとになったのはどれですか。

◎委員 「業務の基準」の5ページ。

◎委員 災害と書いてあるのですか。

◎委員 災害ということは、この間のようなことも含まれますので。5の「エ その他」というところです。

◎平岡コミュニティ文化課長 今のところは、大変複雑な部分なのかなとも思っておるのですけれども、指定管理としての業務の中の館の運営の範疇かなと思っております、いわゆる防災拠点というか、そういうような拠点としての機能の部分を担当いただくのではなくて、実際、貸し館なり、自主公演を行っている事業の中で、災害が発生した場合であるとか、当然、事業者としての従業員等の帰宅困難対策であるとか、そういうような部分、いわゆる指定管理

として通常担っている部分の中で、大きな災害対策という部分での危機管理マニュアルといえますか、そういう部分を基本的には想定していると思っております、仮にこれが先ほどお話がありました帰宅困難者対策であるとか、防災部分での対策となつてまいりますと、私どもの防災計画であるとか、そういった部分の整合性であるとか、役割のほうに入つてまいりと思つていまして、そこまでの提案のご審査というのは、当方としては今のところは考えておりません。

◎委員 先ほど、そこは、施設は指定されているとおっしゃっていましたが、それを遂行する主体は選ばれる人たちではないのですか。それとも、そういう災害があつたときは、また別の誰かが来て管理するのですか。ではないですよね、多分。その方たちがやるのであれば、今、■■■■委員等がおっしゃっているようなところも入れておかないといけないのではなかろうかと思うのです。

◎平岡コミュニティ文化課長 回答が二転三転して恐縮なのですが、「募集要項」14ページのところに「15 その他」というのがございまして、公の施設の管理者として、(1)のなお書き以降なのですが、避難者等の対応に従事する者という書き方はさせていただいているところなのですが、ここについて、先ほど申した部分の整合性等もございまして、この部分についての大きな提案という部分で、こちらとしてご判断いただくよりも、通常の管理にいられている方々の対応の部分を中心に見ていただきたいと思っておりますが、業務の基準としては、その部分も一定やっていただきたいという書き方をさせていただいております。

◎委員長 ただ、緊急時の帰宅困難者に対する対応をあまり詳しく書かれても、審査するのに困りますね。そこは非常に優れていても、企画がまいちだというのでは、何のために選んでいるのかわからないですからね。だから、そこは誰が指定管理者に選ばれたにせよ、市と協議して、大災害のときの対応は考えていただくのは当然ですね。そこを事前に、申請の段階であまり詳しく言つていただいても、逆に評価が困るような気がするのです。ただ、その点、関心がおありでしたら、審査のときに聞いていただくことは可能かと思ひます。

◎委員 選定委員用というのをあまりしつこく見なかったもので、自分のアドバイザー用ばかり見ていたもので、事前にあれなのですけれども、今、見直していたら、前がちょっと記憶ないのですが、芸術文化公演事業の具体的な業務、アドバイザー用の2番ですね。25点ということになっているのですが、アドバイザー用の2番、芸術文化公演事業者の具体的な業務、要するに、目的、特性に合っているとか、幅広くバランスがとれているとか、公演事業について問われているのですが、選定委員用向けでは、この項目がないというのがちょっと、幾ら何でも不十分ではないかと思ひまして、前、記憶がはっきりしないのですが、もちろん、私なり■■■■委員は、ある程度、こういう評価をやっていますから、いろいろ知識もあり、わかるのですが、一方で皆さん方の、「あっ、それはやってほしいな」とかいう声も必要な部分があつて、現実難しいのですけれどもね。まだブッキングしたものではないから、かなりいい加減なことを言う業者もいるのですけれども、しかし、やはり、それなりの評定があるということが必要だなど

思いました。見ていましたら、逆に、5番の効率的な運営の16と17、これ、アドバイザーのほうにはないのですが、この16と17については、正直言って、つけようがない配点項目だと思って、管理運営業務全般についてみずからチェック、評価、改善する仕組みを有することというのが、この提案内容でわかるかという問題。聞いてもわからないし、聞いても無理だろうと。それから、利用者要望の把握及びその対策を講じていることというのは、逆にどれだけのものが利用者の要望を調査したのか、しないのかというのが提案書の中になれば、これも判断しようがないということで、必ずしも大して重要でないと考えて、この二つぐらいを除いて、逆にアドバイザー用に書かれている2のごとく、提案内容が全体として交流センターの目的、特性に合っていること、それから、提案内容が適切に幅広くバランスがとれていること、この二つぐらいは一般選定委員のほうにも、この10点ぐらいは判断していただきたいと。私の意見ではあったほうがよろしいのではなからうかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 そうですね。

◎委員 何もないというのはちょっとと思っているのです。

◎委員 私もこれ最初、読ませていただいて、全部は大変だなと思って、この評定書を見たら、どこを評価するとか、先ほど評価しなくていいというご説明だったので、ああ、よかったなというのと、一抹の寂しさもあります。

◎委員 提案内容が実現性が高いかどうかというのは、これはある知識がないと、でたらめ書いているのだろうという、ちょっとわからないと思うのですが、これでもいいのですが、目的に合っていたり、そういう内容が知的だなというほうという配点はあったほうがよろしいのではないのでしょうかという意見です。

◎委員 これ、4と5で50点になってしまうのですね。

◎平岡コミュニティ文化課長 まず、選定委員の皆さんの5の16、17のところでございますが、これは逆に私ども行政側にもよく言われる部分でございますして、両者の要望をどう把握し、それに対してどうフィードバックしていくのかというものについて、それ自体の部分についても見ていただかなければ、除くのは厳しい項目だと思っております。

◎委員 提案でですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 提案の中で、現在、使われている利用者の要望を提案までにどのように把握するかというものではなくて、実際、指定管理として請け負った以降、使われていらっしゃる利用者の声をどのように把握して、それをどういうふうにフィードバックしていくのかという部分は、やはり一定の仕組みなり何なりを持っていただかなければいけないというふうに16番については思っております。また、17についても、いわゆる自己チェック、自己評価という部分でございますので、これについてもやはりそういった仕組みを有していただかなければいけないと考えておりますので、という部分では16、17は設けさせていただきました。

また、評価項目の部分について、先ほど、そういう役割分担をさせていただいていると申し

上げていたところではございますけれども、選定委員の方々におかれましては、■■■■委員にご心配していただいた全体的な公演内容の部分につきましては、例えば、3の9、事業計画が施設の設置目的にかなっているかと、全体的な配点の中であわせてご判断をいただければと考えて、配点項目を設けさせていただいております。ですので、対照表のところ、大変失礼な対照表になっておりますけれども、3の7、8に至る部分につきましては、実は総合的な判断をしてくださいという書き方をさせていただいております。ですので、こういった部分で、公演内容の部分であるとか、そういう部分についても含めてご判断をいただく項目になっているというふうに、私どものほうでは考えて配点を、前回同様なのですが、こういうような配点表とさせていただいているところです。

◎委員 ただ、日本語ではそういうふうに読めませんね。7番も、8番も、9番も。これで提案内容を見ろというのは無理ではないですか。ちょっと強弁だと思いますよ。だったら、こういうふうを書くべきだと思います。採点者しか見ないのだから。

◎委員長 我々の委員会というのは、実はほかの施設もやっています、いろいろな施設があって、その施設ごとの採点票を変えるというのもまた大変なのです。我々が評価をするときに、今の■■■■委員のご指摘は確かにもっともで、一番重要なのが、公演事業の具体的な内容をどう評価するかということですね、確かに、この場合は。ですから、我々の理解として、この選定委員用の項目の3の7と8については、この選定アドバイザー用の2の5と6ですかね、これが該当するという理解で、今回は評価するということではいかがでしょうかね。

ただ、そうであるとしても、「3 サービスの向上」が一番重要なところで、20点しかなくて、後のほうの、内容的に重複するような項目がいっぱいあって、これで50点になっているのも確かにすごく問題があるのかもしれないけれども、ただ、この採点票そのものを見直すということになると、ほかの事業のことも考えて総合的にやらないといけないので、今から急にやるのも大変ですね。だから、我々は文化的な中身についてはあまり判断する能力もないので、そこはむしろアドバイザーの皆様の評価を重視することにして、我々は施設の効率的な運営とかを評価しましょう。

◎委員 7番と8番に括弧書きで入れるというのは可能ではないですか。

◎委員 そういうことではなくて、ここに書いてあるものの、この芸術点のところだけは我々は読むなどということではなくて、読んだ中で、ここをどう判断するかということなのですから、ちょっとそぐわない文章かもしれないのですけれども、私などはそこを重視したいです。この中でサービスというか、結局、サービスの一言ではどうかなとは思っているけれども、我々の判断からすると、そういうサービス面の中でしっかりと中身がきちっといいものが提案されているかなというのが。

◎委員長 考えてみますと、ほかの施設の場合も、実はサービスの向上のところが一番重要なわけで、そこが20点しかないのは確かにおかしいですね。今までつけていても、4と5の、何か似たような項目がいっぱいあって、これを評価し分けるのはなかなかつらい面もあります

ね。だから、これは今後の課題として、この指定管理者選定委員会の採点票のあり方として、ほかの事業も踏まえて、サービスの向上が一番大事なところですから、ここの配点をもう少し厚くするというので、今後、全体を見直す必要ありますね。今、ここですごくはっきりしたのですけれども、いつも、そんなことを考えなければいけないと思いながら、3だか4だか、よくわからないと思いながらつけている面がありますので、そこは今後、3をもうちょっと配点を厚くすることを考えていただくことにして、今回は、この3の7については、アドバイザー用の2の5が相当するのですかね。8のところは2の6、この項目について評価すると。20点しかないけれども、我々は素人なので、このぐらいにして、むしろアドバイザーの意見を反映するよという理解でよろしいでしょうか。

◎委員 私も前から申し上げているように、事業によって評価の視点が違いますから、全く委員おっしゃっているとおりで、私はもちろん素人なのですが、逆に言えば、市民目線で、うちも子供も使わせていただいていますから、そういう目から見たときの評価というの、ある意味では必要ではないかと思えます。我々が文化施設については素人だからというのではなくて、逆に素人だからこそ、こんなところがいいという評価も出てくるような気がします。私も、ごみの話とサービス向上が同じ点数というのはどうかなという感じもしますので、そこをもう少し、それぞれの評価の対象によって、項目に少し重みをつける考え方を整理していただいたほうがよいような気がするのですね。

◎委員長 思いつきなのですが、4と5を20点ずつぐらいにして、3を30点にして、そういう線で今度してみたらどうでしょうかね。ただ、この票がいっぱいできてしまうのは、担当部局としても厄介だと思いますし、我々が作業するときも、話が変わるごとに項目が変わるのも、我々としてもちょっとやりにくいと思うのですね。だから、全体としては、本当に委員のおっしゃるように、3が一番大事ですから、ここを今度もっと厚くしてもらうことにして、全体を見直すということを課題にしませんか。

◎水落企画政策課長 この評点票、必ずこれでなければだめというものでもないのですが、昨日やっていたいただきました東小金井事業創造センターなどはオリジナルの基準をつくっていただいていますから、そういうことができるかどうか、こちらのほうでも検討させていただければと思います。

◎委員長 そうですね。あまりフォーマットが変わらない範囲で、微修正はあってもいいと思うのですが、まるっきり違っても我々の頭がついていけないです。ただ、考えてみると、この中では「3 サービス向上」が一番大事だから、ここをもうちょっと厚くすることを基本に今後考えたらどうかということ、当委員会としての課題にしたいと思えます。大変貴重なご指摘をありがとうございました。

それでは、2時間過ぎましたので、そろそろまとめたいと思うのですが、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

それでは、まとめに入りたいと思いますが、一応、質疑は終了したいと思います。今までの

議論の流れからすると、意見をつけることになったのでしょうか。最後のところで、選定委員用の項目、「3 サービスの向上」の7については、この選定アドバイザー用の2の5の内容について評価すると。それから、同じく選定委員用の3の8については、選定アドバイザー用の2の6の内容について評価をする。こういう理解でこれから進めていくということでしょうか。あとは何か、特に意見としてまとめていることはありましたか。あとは大丈夫ですかね。本件についての意見として、今日出た中で、まとめておくことは、今ぐらいのところですかね。あとはよろしいでしょうかね。

◎委員 実は、この市民交流センター、私は個人的にも非常に思いが強く、我が家の娘が中学の合唱部の時、前の公会堂が老朽化がひどく、場所もよくないということで、実は子供たちの発表会ができなかったのです。それで、ルネ小平まで行って、発表会をやっていました。そういう意味では、この市民交流センターができることについて、大変大きな期待を持っていましたが、ご案内のとおり、完成後の議会の混乱で、せっかくできたにもかかわらず、半年以上使えなかったということがございます。下の子供も中学校に入りましたら、合唱やりたいと言っておりますので、ぜひ市民の人が期待されるような、それから、市民の人が非常に使いやすいような、そういう施設になってほしいなと強く望んでいます。素晴らしい管理者の方を選んでいただいて、皆さんがこういう管理者にやっていただいてよかったなという形にさせていただけるとありがたいなと思っております。

◎委員長 大変重要なお指摘だと思いますので、そのとおり進めていきたいと思っております。

では、本日の取りまとめとしては、先ほどの項目の点を意見としてつけるということでしょうか。ほかには特に意見としてつけておくべきことは。なければ、先ほど取りまとめたとおりとさせていただきます。

今の内容で答申をすることになるのですかね。それでは、先ほどの意見を付して答申をすることにしたいと思っております。

では、次回の期日等について協議を行います。では、事務局から説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 まず、日程に入る前に、1次審査及び2次審査についてご協議をいただきたいと思っております。

1次審査につきましては、従来どおり、選定基準に基づき、書類選考を行います。応募状況にもよりますが、応募者多数の場合は3者程度に絞り込みたいと思っております。ちなみに、前回、3年前の選定のときには7者の応募があり、第1次審査で3者に絞っております。

応募のあった書類を事前に各委員に送付し、書類による審査を行っていただき、委員会での協議を行った後に、点数が極端に低い等の問題がなければ、総合的に合計点数の上位から3者程度を1次審査合格といたします。

応募者が3者以下の場合においては、点数が極端に低い等の問題がなければ、全ての応募者を合格としたいと考えております。

その後、2次審査を同じ選定基準によりプレゼンテーション、質疑を行った後に採点をし、

その点数により、指定管理者の候補者とすべき順位づけを行うこととしたいと考えております。

募集要項にも書いてあるのですが、今までは指定管理者候補者とすべき者だけを選んでいただいていたのですけれども、今回は、順位をつけさせていただいて、3位まで候補者の優先順位をつけさせていただきたいと考えております。

2次審査の時間としましては、1者当たり、プレゼンテーション15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。

なお、2次審査におきましては、従来どおり、パワーポイント等のパソコンの使用、要約版等の追加資料の配付は認めないこととしたいと思っております。

以上でございます。

◎委員長 今後の進め方なのですが、基本的には、従来の他の事例と同じ進め方をするということですね。1次で3者ぐらいまで絞って、2次を行うということです。いつもと違うところは、本命だけ決めるのではなくて、順位づけをして、1位から3位までを発表することになるわけですか。

◎平岡コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 ちなみに、なぜそうするのか、ちょっとご説明いただけますか。

◎平岡コミュニティ文化課長 前回のときも同様の形でさせていただいたのですけれども、基本的に提案いただいて、実現していただくという前提では考えているのですが、先方側の辞退等とか、さまざまな状況を考えて、確実にこちらとしても切れ目なくお願いしたいと考えておりますので、そういう意味では、3者程度順位づけをして、次点と次々点と申しますか、そういう形で置いておきたいというのがこちらの理由でございます。

◎委員長 1位が辞退したときに備えて2位、3位を発表しておくということですね。それは条例上、構わないのですね。そういう選び方をするのは。

◎水落企画政策課長 そうですね。

◎委員長 わかりました。では、そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

◎委員長 では、そのように進めたいと思います。

ほかに何かご意見、質問等がございますでしょうか。

◎委員 追加の資料を提出させないのはよくわかるのですが、パワーポイントなどが一切だめというのは何か理由があるのでしょうか。

◎水落企画政策課長 今までそうしていないのですけれども、もしパワーポイントとかを使うのであれば、募集要項の中で事前にうたったほうがいだろうというご意見がありまして、今のところ、そういう募集要項になっておりませんので、なしというふうに考えています。

◎委員 プレゼンテーションなのでね、基本的には。しかも、割と内容にも関わるようなプレゼンテーションなので、パワーポイント使用可というふうに1行募集要項に入れば済むことかなと思っております。だめという意味が格別なければね。パワーポイントを使う、使わ

ないが審査上の基準のばらつきになるということはないと思うので、どうだろうかと思ったのですが。

◎水落企画政策課長 あと、今までの話ですと、パワーポイントを使う場合、パワーポイント画面の資料がまた必要になるだろうという話がございます、それを当日配られると、今まで見ていたものと違う内容があったりすると困るという意見もございましたので、もしパワーポイントを使用する場合は、提案書と一緒にパワーポイントの原稿も提出をしていただくという形になるのかなと思います。

◎委員 それはちょっと私の意見としては違うのですけれども。当日、プレゼンテーションをするということで、プレゼンテーションなのか、ヒアリングなのかですけれども、今の形式は単純なヒアリングなのですね。プレゼンテーションと考えれば、アピールしてくださいということで言えば、基本的にはそれは事前に提出させる話ではないのでというふうに考えているのです。あくまでもヒアリングにとどめるということならば、公平ということになるのですけれどもね。ですから、事前に提出させるということではないと思います。そうすると作品になってしまうので、基本的には。業者によっては音楽入れるわ、ナレーター使うわということになりますから。パワーポイントというのは説明のツールで使うということ。という意味で使ってもよろしいというのはだめでしょうかという意味です。

◎水落企画政策課長 パワーポイントの画面の原稿を当日配られたりすることがあると思うのですけれども、そのことですか。

◎委員 だめとか言ってもいいのですけれども、紙で焼いたものは配るなという意味ですけれども、要するに、見せること自体はどうでしょうか。

◎水落企画政策課長 委員の皆様がそれでよければ。

◎委員長 ■■■委員のご発言の趣旨は、パワーポイントの使用を認めたほうがいいのではないかとということですか。

◎委員 はい。

◎委員 今、おっしゃっているように、それはヒアリングなのか、プレゼンテーションなのかということだと思うのですけれども、事前に私ども、資料いただいて、それなりに読み込んできて、それをある意味では業者の方とやりとりしながら、自分がわからないところを補足を説明をいただくということなので、我々の理解からいくと、プレゼンテーションではなくて、一応、ヒアリングだと理解しているのですね。したがって、そのときに、自分の知識とか理解がないものをいきなり出されると、今度はそのことでもう一度評価をし直さなければいけない場面が出てきますので、私どもの理解は、基本的にはヒアリングですから、今までの資料の範囲の中で、わかりやすいのだったら構わないのですけれども、その範囲でより詳しくお話ししていただきたいということをお願いしていたのです。

◎委員長 つまり、出していただいた提案書に基づいて2次審査をするという建前になっていますね。今のところはね。そこで向こうが補足的に説明するわけですけれども、そこでパワー

ポイントを使ったらいけないということはないのでしょうかけれども、15分しか時間がないということと、全然違うものが出てきたらこっちも混乱するという問題はありますね。まあ、決め方次第ですけども。

◎委員 わかりやすいということと、ものすごい限られていますので、様式がこういう形で限られているので、それが文章で5～6行であることと、ずらずら書いてあることと、実際というのがなかなかちょっとと思っているのですけれども、これは皆さんの意見で結構です。

◎委員 いろいろな考え方があると思いますが、どうしてもプレゼンテーションの上手なところに加点されるので、私が個人的に審査をするには、あまりプレゼンテーションにとらわれなくて、まっさらな形でやりたいというところがあります。上手か下手かというところに引っ張られたくないというのが実感ですね。

◎委員長 パワーポイントを用意したりすると、それでまたちょっと時間かかりますね。パワーポイントの使用を認めたほうが良いという積極的なご意見、ほかにありますか。特になければ、今回は従来どおりでいかがでしょうか。

◎委員 結構です。

◎委員長 では、従来どおりとさせていただきます。

では、ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

なければ、次は日程について協議をしたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

◎水落企画政策課長 次回の委員会の日程についてでございますが、各委員の出欠の状況を集約しましたところ、1次審査は7月24日10時から、2次審査は7月30日10時からで調整をさせていただければと考えております。

以上です。

◎委員長 今の日程でよろしいでしょうか。7月24日木曜日の午前10時、2次が7月30日水曜日の同じく午前10時から。

◎委員 終わりはどのぐらいなのですか。

◎水落企画政策課長 1次審査のほうは書類審査ですので、2時間の中で何とかやっていただければと思いますが、2次審査は1者が45分かかりますので、3者であれば、スムーズにやって3時間近くかかるのかなと思います。

◎委員 ということは、30日は午前中ですけども、午後3時ぐらいまで時間を見ておいたほうが。

◎委員長 いや、そんなにかからない。

◎水落企画政策課長 3時間なので、1時を過ぎるか、過ぎないかという感じです。

◎委員長 1時くらい。基本的にはほかの場合と同じですから、1時には終わるということです。1者45分、基本的には。

◎委員 午後もあけておけばいいですね。わかりました。

◎委員長 それでは、今、ご提案があったとおりの日程にさせていただきます。

その他、何かございますでしょうか。委員の皆様からでも、あるいは事務局から。

◎水落企画政策課長 事務局はありません。

◎委員長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後 8 時 2 0 分閉会)